



第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分について

技術基準の種類: 例規

通知日: 昭和58年6月6日

事務連絡
昭和58年6月6日

鳥取県土木部道路課長 殿

建設省都市局都市再開発課建設専門官
建設省都市局街路課建設専門官
建設省都市局区画整理課建設専門官
建設省道路局国道第一課建設専門官
建設省道路局国道第二課建設専門官
建設省道路局地方道課建設専門官
建設省道路局市町村道室建設専門官

第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分について

第9次道路整備五箇年計画については、昭和58年5月27日閣議決定されたところであるが、同計画における都市局と道路局との道路整備事業の所轄区分は、原則として下記によることとしたので通知する。

記

第9次道路整備五箇年計画における都市局と道路局との道路整備事業の所管区分

第9次道路整備五箇年計画における都市局、道路局の整備事業の所管区分は次のとおりとする。

- (1) 一般国道
一般国道については、原則として道路局の所管とする。ただし、すでにバイパスの計画があり、現国道が将来、都道府県道以下になるべきもののうち、(2)の(イ)及び(ロ)の区域内の都市計画道路として施行すべきものは都市局所管とする。

なお、三大都市圏における次の各区域に係る指定区間外の一般国道については、当面、都市局の所管とするが、この区分内でも道路管理者が必要と認める事業、例えば、交通の隘路となっている地区の道路改築、橋梁の拡幅、鉄道との平面交差除去等は、道路局の所管とする。
東京外郭環状線の内側の区域（外郭環状線は道路局の所管とする。）
大阪南池田線～淀川北岸線～大阪中央環状線で形成される環状線の内側の区域
名古屋第2環状線の内側の区域（第2環状線は道路局所管とする。）
ただし、三大都市圏の上記各区域において、現在、継続施行中の事業との連続性の点から一体として整備することが不可欠である場合には、上記区分にかかわらず、両局協議して、所管区分を決定するものとする。
- (2) 都道府県道及び市町村道
(イ) 既成市街地（当面、昭和45年度国勢調査による人口集中地区、地区が設定されていない場合は同基準に準ずる地区）内における都市計画道路は、都市局の所管とする。
(ロ) (イ)の既成市街地以外の地域で都市計画法に基づき用途地域政が指定されている区域については、昭和45年度以降、昭和55年度までに変動した人口集中地区の状況、道路の交通状況、沿道の状況、道路管理の実態などを勘案のうえ、両局協議してそれぞれ採択すべき路線を決定するものとする。
なお、用途地域の指定がない都市にあっては、(イ)の既成市街地の外縁から路線的におおむね500mの区間を含む区域を用途地域が指定されている区域とみなし、採択に当たっては、特に人口集中地区の変動の状況に配慮するものとする。
(ハ) その他の地域については、道路局の所管とする。
(ニ) 都市計画道路として決定されていない道路の事業は、道路局の所管とする。
- (3) 市街地再開発事業については、一般国道についても都市局の所管とする。
- (4) 国の補助する土地区画整理事業
国の補助する土地区画整理事業についても上記都市局所管区分に従うものとする。ただし、(1)の三大都市圏の各区域においては、両局協議により、従来の所管区分によることができるものとする。
- (5) その他の事項
現在、継続施行中の事業については、前各号によらず最小限度の事業が完了するまでは、従来の所管区分によるものとする。